

電子契約締結ガイド



令和6年9月
宝塚市総務部契約課

1 電子契約の概要



(1) 電子契約とは

電子契約とは、書面への押印、郵送や対面で行っていた従来の「紙＋押印」の物理的な契約書の作成をもって契約の成立・担保をするのではなく、クラウド型電子契約サービス上で電子技術を用いて、改ざんが不可能、あるいは検知できる形での電子署名（本人確認証明）を付与した「契約書の電子データ」の作成をもって法的に有効な契約書として成立させるものです。

受注者は、インターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能で、費用負担もありません。

【使用する電子契約サービス】

電子印鑑GMOサイン（GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社）

【電子契約サービスイメージ】

電子契約システムでメール認証などを行い
サービス事業者の電子証明書で署名



(2) 電子契約のメリット

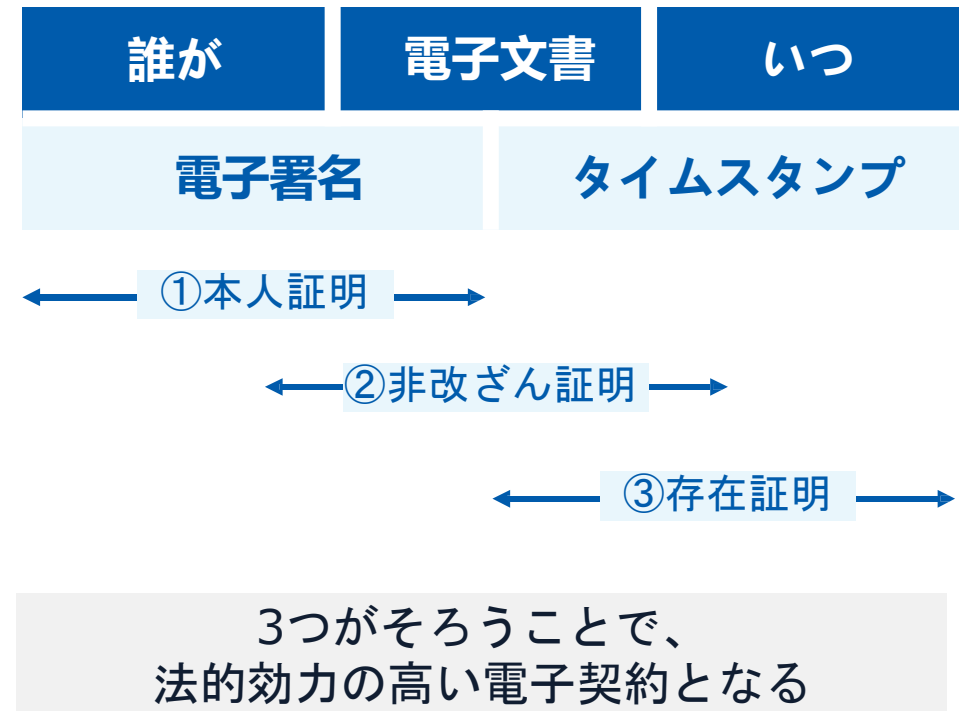
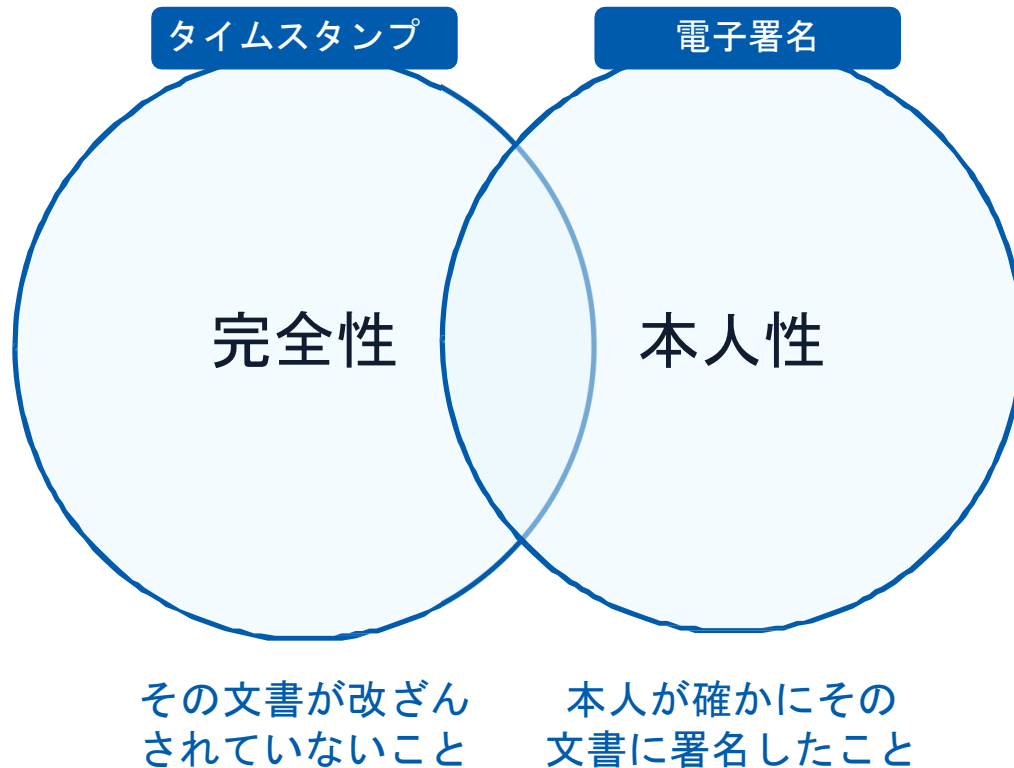
次のように、受注者、発注者双方にとって多くのメリットがあります。

- (1) 契約事務にかかる作業が不要（印刷、製本、郵送、押印等の作業が不要）
- (2) 契約締結までの時間短縮（郵送や訪問に係る時間が不要）
- (3) コスト削減（印紙代、紙代、コピー代、郵送代、封筒代が不要）

【紙の契約と電子契約の違い】

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ（PDF）
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

(3) 電子契約の法的効力について



(4) 宝塚市が対象とする契約

契約課が発注する案件のうち、入札公告等で対象と示した契約

宝塚市の運用で電子契約の対象としないもの

- ・ 事業者が電子契約希望届出書を市の指定する日時までに提出しない場合
- ・ 契約締結日から10年を超える契約期間のもの（電子署名の有効期限が10年のため）※自動更新で10年を超える場合も対象外
- ・ 雇用契約、補助金交付、発注書等、双方の署名による契約書等が必要でないもの
- ・ 法令等で書面での作成が契約の成立要件となっているもの ※以下例参照

※紙媒体での作成が必須の契約 例 （令和6年9月時点）

- ・ 事業用借地権設定契約書（借地借家法第23条第3項）
- ・ 任意後見契約（任意後見法第3条）
- ・ 企業担保権の設定又は変更を目的とする契約

2 契約締結の流れ

（１）電子契約に利用する電子メールアドレスの申請

電子契約希望届出書

宝塚市長 様

届出日

（契約締結権限者）

所在地	
商号又は 名称	
支店名	
職・氏名	

下記案件の入札について、落札者となった際は電子契約サービスを利用して締結することを希望しますので、下記のとおり届け出ます。

案件番号	
案件名	
電子契約締結に利用 するメールアドレス	

【事務担当者】

部署名	
職・氏名	
電話番号	
契約手続きに利用す るメールアドレス	

◆注意◆

※本案件について電子契約を希望しない場合は提出不要です。その場合は書面の契約書により契約を締結します。

※変更契約については、電子契約の希望に添えない場合があります。

「電子契約希望届出書」の提出

【提出方法】

○入札公告等の段階で、電子契約を希望する業者は市が指定する日時までに「電子契約希望届出書」を提出してください。

【ご記入にあたって】

○電子契約締結に利用する権限者のメールアドレスを正しく記入してください。

（２）署名依頼メールが届きます

メール件名「宝塚市様より▲▲▲への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします
- 2 アクセスコードを入力します（次のページ参照）
- 3 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます

- ・受注者に、（１）で提出したメールアドレス宛に契約書への署名依頼のメールが届きます。
- ・メールが届きましたら、URLより速やかに電子契約サービスにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、**落札決定の翌日から6開庁日以内に署名をしてください。**

※期日までに電子署名されなかった場合は、書面契約に切り替えます。

（３）アクセスコードについて

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するためアクセスコード入力画面が表示されます。

The screenshot shows a web interface titled "アクセスコード入力" (Access Code Input). Below the title is a note: "アクセスコードがご不明な場合は、相手先までご連絡ください。" (If you are unsure of the access code, please contact the other party). There is a text input field labeled "アクセスコード" (Access Code) with a red box around it and a red circle with the number "1" next to it. Below the input field is a blue button labeled "次へ" (Next) with a red box around it and a red circle with the number "2" below it.

操作手順

- 1 アクセスコードを入力します
- 2 【次へ】 ボタンをクリックします

アクセスコードについて

アクセスコードは署名依頼メールには記載されていません。
アクセスコードは「入札時のダウンロード用パスワード」となります。

（４）文書を確認します

操作手順

- 1 文書内容を確認します
- 2 内容に問題が無ければ、【完了する】を押します。
- 3 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です

不可視署名について

○印影の不要な「不可視署名」となります。
○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

契約締結日について

物品売買（物件供給）契約書

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 物品(物件)名 | |
| 2 | 納入場所 | |
| 3 | 納期 | 令和 年（ 年） 月 日 |
| 4 | 契約金額 | ¥—
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥— |
| 5 | 契約保証金 | 免 除 |
| 6 | その他 | |

上記の物品（物件）について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品売買（物件供給）契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

令和 年（ 年） 月 日

発注者 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴 恵

受注者 (所在地)
(商号又は名称)
(代表者職氏名)

※注意※

**落札決定の翌日から6開庁日以内に
署名をしてください。**

※期日までに電子署名されなかった場合は、書面契約に切り替えます。

**契約締結日は空欄になっていますが、
市が署名時に入力します。**

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

The screenshot displays the '製品管理システム開発発注' (Product Management System Development Order) interface. At the top, a navigation bar contains three tabs: '機密保持契約書' (Confidentiality Agreement), '業務委託契約書' (Business Commission Agreement), and '送付状' (Delivery Statement). The '機密保持契約書' tab is selected and highlighted with a red rectangle. Below the tabs, the left sidebar shows '文書 1 (1/3)' (Document 1 (1/3)) and a checklist titled 'チェックリスト 1' (Checklist 1). The main area displays the '機密保持契約書' document. A blue callout bubble with the text '拡大表示もできます。' (You can also enlarge the view.) points to a magnifying glass icon in the bottom right corner of the document preview area.

製品管理システム開発発注

機密保持契約書 業務委託契約書 送付状

文書 1 (1/3)

機密保持契約書

チェックリスト 1

リストを押すと該当箇所へ移動します。

署名 1

テキスト入力 1

テキスト入力 2

テキスト入力 3

必須項目: 0/3

完了する

機密保持契約書

株式会社サンプル（以下「甲」という。）とウケイイ株式会社（以下「乙」という。）とは、添付別紙に定める目的（以下「本目的」という。）のために、甲または乙が相手方に開示する情報の秘密保持に関し、以下のとおり本契約を締結する。

第1条（秘密情報）

1 本契約において「秘密情報」とは、本契約締結日以後、本目的のために甲または乙が相手方に開示する一切の情報をいう（以下、秘密情報を開示した者を「開示当事者」、秘密情報を受領した者を「受領当事者」という。）。開示当事者は、書面にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、その書面上に秘密である旨を表示するものとし、口頭にて秘密情報を受領当事者に開示する場合には、開示の際に開示される情報が秘密である旨を示し、開示以降15日以内にその内容を書面化して受領当事者に提供するものとする。

2 前項にかかわらず、受領当事者が以下のいずれかに該当する情報である旨を証明した秘密情報については、受領当事者は、第2条に定める義務を負わないものとする。ただし、当該秘密情報が、個人情報である場合はこの限りではない。

(1) 既に公知、公用の情報

(2) 開示後、受領当事者の責によらず公知、公用となった情報

(3) 開示を受けたときに既に受領当事者が知得していた情報

(4) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者により秘密保持義務を負うことなしに受領当事者が入手した情報

(5) 開示当事者が開示するも本契約の締結に関与しなかった情報

開示当事者の秘密情報の開示を要求する相手方は、以下の措置を取った上で当該行政機関に開示を請求することができる。

① 開示を受ける相手方を選定し、開示を受ける相手方を選定すること

② 開示を受ける相手方を選定すること

③ 開示を受ける相手方を選定すること

④ 開示を受ける相手方を選定すること

⑤ 開示を受ける相手方を選定すること

⑥ 開示を受ける相手方を選定すること

⑦ 開示を受ける相手方を選定すること

⑧ 開示を受ける相手方を選定すること

⑨ 開示を受ける相手方を選定すること

⑩ 開示を受ける相手方を選定すること

⑪ 開示を受ける相手方を選定すること

⑫ 開示を受ける相手方を選定すること

⑬ 開示を受ける相手方を選定すること

⑭ 開示を受ける相手方を選定すること

⑮ 開示を受ける相手方を選定すること

⑯ 開示を受ける相手方を選定すること

⑰ 開示を受ける相手方を選定すること

⑱ 開示を受ける相手方を選定すること

⑲ 開示を受ける相手方を選定すること

⑳ 開示を受ける相手方を選定すること

㉑ 開示を受ける相手方を選定すること

㉒ 開示を受ける相手方を選定すること

㉓ 開示を受ける相手方を選定すること

㉔ 開示を受ける相手方を選定すること

㉕ 開示を受ける相手方を選定すること

㉖ 開示を受ける相手方を選定すること

㉗ 開示を受ける相手方を選定すること

㉘ 開示を受ける相手方を選定すること

㉙ 開示を受ける相手方を選定すること

㉚ 開示を受ける相手方を選定すること

㉛ 開示を受ける相手方を選定すること

㉜ 開示を受ける相手方を選定すること

㉝ 開示を受ける相手方を選定すること

㉞ 開示を受ける相手方を選定すること

㉟ 開示を受ける相手方を選定すること

㊱ 開示を受ける相手方を選定すること

㊲ 開示を受ける相手方を選定すること

㊳ 開示を受ける相手方を選定すること

㊴ 開示を受ける相手方を選定すること

㊵ 開示を受ける相手方を選定すること

㊶ 開示を受ける相手方を選定すること

㊷ 開示を受ける相手方を選定すること

㊸ 開示を受ける相手方を選定すること

㊹ 開示を受ける相手方を選定すること

㊺ 開示を受ける相手方を選定すること

㊻ 開示を受ける相手方を選定すること

㊼ 開示を受ける相手方を選定すること

㊽ 開示を受ける相手方を選定すること

㊾ 開示を受ける相手方を選定すること

㊿ 開示を受ける相手方を選定すること

第2条（秘密保持義務）

1 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

2 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

3 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

4 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

5 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

6 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

7 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

8 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

9 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

10 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

11 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

12 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

13 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

14 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

15 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

16 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

17 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

18 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

19 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

20 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

21 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

22 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

23 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

24 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

25 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

26 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

27 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

28 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

29 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

30 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

31 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

32 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

33 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

34 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

35 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

36 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

37 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

38 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

39 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

40 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

41 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

42 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

43 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

44 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

45 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

46 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

47 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

48 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

49 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

50 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

51 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

52 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

53 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

54 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

55 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

56 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

57 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

58 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

59 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

60 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

61 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

62 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

63 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

64 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

65 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

66 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

67 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

68 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

69 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

70 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

71 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

72 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

73 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

74 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

75 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

76 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

77 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

78 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

79 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

80 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

81 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

82 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

83 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

84 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

85 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

86 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

87 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

88 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

89 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

90 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

91 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

92 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

93 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

94 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

95 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

96 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

97 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

98 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

99 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

100 開示当事者は、受領当事者に対して、秘密情報の開示を要求する相手方を選定すること

（５）署名済文書のご案内が届きます

受注者、発注者双方の署名完了後、
電子署名完了のお知らせがメールが届きます。

メール件名「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

メール配信日時より**14日以内に**URLより

署名済み契約書PDFファイルをダウンロードし、保管してください。

このPDFファイルが従来の契約書の受注者控えとなりますので、大切に保管してください。

※GMOサインにアカウントを登録（無料）すると、
GMOサインに保存された契約書等をいつでも確認できます。（登録は任意です。）

署名完了後の文書の状態

物品売買（物件供給）契約書

1	物品(物件)名	
2	納入場所	
3	納期	令和 年(年) 月 日
4	契約金額	¥ー うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ー
5	契約保証金	免 除
6	そ の 他	

上記の物品（物件）について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品売買（物件供給）契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自の電磁的記録を保有する。

令和 5年(2023年) ×月 ×日

発注者
宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山 崎 晴 恵

受注者 (所在地) ○○県○○市 ○番 ○号
(商号又は名称) ○○株式会社
(代表者職氏名) ○○ ○○

不可視署名について

○印影はありませんが、「電子署名情報」、「タイムスタンプ情報」が付与されています。

○印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

○電子契約が締結されているかどうかは、Adobe Acrobat Readerの**電子署名パネル**や、**GMOサイン**の「**文書管理内**」プレビュー、契約締結時に発行される「**電子契約締結証明書**」からご確認ください。（3 電子署名の確認方法参照）

印影はありません（不可視署名）

3 電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

Adobe Acrobat Readerの「署名パネル」ボタンをクリックして、「署名パネル」を開きます。

署名パネルボタン

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service, Accredited A2W03-008 により署名済み

すべての署名が有効です。

署名パネル

物品売買（物件供給）契約書

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 物品(物件)名 | |
| 2 | 納入場所 | |
| 3 | 納期 | 令和 年 (年) 月 日 |
| 4 | 契約金額 | ¥ー
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ー |
| 5 | 契約保証金 | 免 除 |
| 6 | その他 | |

上記の物品（物件）について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場について、別添の条項によって公正な物品売買（物件供給）契約を締結し、信守を履行するものとする。

※本契約は、宝塚市と受注者との間で締結されたものと見做す。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

○GMOサインの「文書管理」内の「プレビュー」表示時に署名者の情報が確認できます。

管理番号 |

Signing Time

署名者情報

に承認しました

署名者情報

に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、
作業日時が記録されています

物品売買（物件供給）契約書

- 1 物品(物件)名
- 2 納入場所
- 3 納期 令和 年 (年) 月 日
- 4 契約金額 ￥—
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥—
- 5 契約保証金 免 除
- 6 そ の 他

上記の物品（物件）について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品売買（物件供給）契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、本契約を契約の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第12条の4の2に規定する電子署名を施し、各自その電磁的記録を保有する。

※ご利用にはアカウント登録（無料）が必要です。

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- GMOサインにログインし、「文書管理」から契約締結証明書のダウンロードが可能です。
- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した文書の左下にIDが表示され、締結証明書IDとの紐づけが可能となります。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名	経営委任契約書_001
管理番号	0000015
文書作成者	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス	
締結証明書ID	7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時 IPアドレス	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST) 123.234.12.34	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST) 111.23.45.67	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST) 10.0.200.30	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名パネル

物品売買（物件供給）契約書

1 物品(物件)名	
2 納入場所	
3 納期	令和 年 (年) 月 日
4 契約金額	¥— うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥—
5 契約保証金	免 除
6 その他	

上記の物品（物件）について、発注者宝塚市と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な物品売買（物件供給）契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。
ただし、本契約を契約の内容を記載した電磁的記録により締結する場合は、地方自治法施行

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

契約締結証明書IDと一致します。

4 ご参考

以下のオペレーティングシステム、ウェブブラウザのご利用をおすすめします

Windows

- Windows 10 以上
- Chrome 最新版
- Internet Explorer 最新版
- Firefox 最新版
- Edge (※Chromium版) 最新版

Android

- Android 9.0 以上
- Chrome 最新版

※Galaxyブラウザは対応外となります。

Macintosh

- MacOS 10.15 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版

iPhone / iPad

- iOS 15以上 (iPhone8以降の端末)
- iPadOS 14 以上
- Safari 最新版
- Chrome 最新版



ファイル暗号化

GMOサインでは1つ1つの契約データごとに暗号化して保管しています。



通信の暗号化

通信を暗号化することで、盗み見や改ざんを防止しています。



Hardware Security Moduleによる署名鍵保管

電子契約に利用するお客さまの署名鍵は、Hardware Security Moduleの堅牢な環境で生成・保管しており、不正利用を防いでいます。



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者によるセキュリティ診断を行っています。



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からもシステムを保護しています。



データバックアップ

全ての契約データを日次でバックアップを取っています。



ISMS27001

2006年11月にISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の国際規格「ISO/IEC27001:2013」並びに「JIS Q 27001:2014」を取得しています。

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある （施行規則4条1～4項）	・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」（規則2条2項2号） ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 （欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間）	保管期限は無期限
④ 保存	1) 見読性の確保（規則2条2項1号イ） 2) システム概要書類の備付（規則2条2項1号ロ） 3) <u>検索機能</u> （規則6条6項4号1） ※検索要件（取引年月日、取引先、取引金額）	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

5 困ったときは

お気軽にお問い合わせください

【電子契約サービスの操作、不具合等に関する質問】

■ 電子印鑑GMOサイン 運営事務局

- ・ 電話番号 03-6415-7444（受付時間 平日10:00-18:00）
- ・ メールアドレス support@cs.gmosign.com
- ・ お問い合わせフォーム <https://www.gmosign.com/form/>

お問い合わせ後、原則24時間以内にご連絡させていただきます。
（非営業日除く）

GMOサイン

検索

【契約手続きに関する質問】

宝塚市 総務部 契約課

電話番号：0797-77-2008（受付時間 平日9:00 - 17:30）

メールアドレス：m-takarazuka0016@city.takarazuka.lg.jp